

事務連絡
令和6年4月25日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

第71回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第71回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 対象事業は、別添1の「受付の可否」欄で、○（受付対象）としている支援措置を活用する事業です。
- 3 事前相談を令和6年4月25日（木）から令和6年5月17日（金）まで受け付けます。
- 4 認定申請を令和6年6月3日（月）から令和6年6月4日（火）まで受け付けます。
- 5 認定は令和6年8月中旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を次のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、本事務連絡を御確認の上、対応願います。

なお、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型）及び地方創生推進タイプ（令和5年度補正予算分）」（以下「地方創生推進タイプ」という。）及び「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ（令和5年度補正予算分及び令和6年度当初予算分）」（以下「地方創生拠点整備タイプ」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましては、後日発出する事務連絡にて通知します。

1 受付を行う地域再生計画

(1) 対象となる支援措置

別添1の「受付の可否」欄で、○（受付対象）としている支援措置を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

(2) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、支援措置を活用する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、当該支援措置を活用する事業が相互に密接に関連し合うときは、同一の地域再生計画に複数の支援措置を活用する事業を盛り込むことができます。

複数の支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局までお問合せください。

(3) 地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプと他の支援措置を同一の地域再生計画に併記する（している）場合の取扱い

地域再生計画と地方創生推進タイプの交付申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備タイプの交付申請に係る施設整備計画の様式が一体化されたことに伴い、これらを同一の地域再生計画に併記することができなくなりました。

なお、地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプと他の支援措置を既に同一の地域再生計画に併記している場合の変更認定申請については、従前の地域再生計画の様式（wordファイル）を使用していただく必要がありますので御注意ください。

2 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、

3 事前相談及び**4 認定申請**を御確認ください。

[受付期間等]

事前相談期間	令和6年4月25日（木）～令和6年5月17日（金）17時00分
認定申請受付期間	令和6年6月3日（月）～令和6年6月4日（火）17時00分
認定時期	令和6年8月中旬

3 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり事前相談を受け付けます。本認定回で受付対象としている支援措置は、事前相談が必須となりますので、御注意ください。

なお、別添1「地域再生計画・支援措置一覧」の「所管本府省庁への事前確認」欄に「要事前確認」とある支援措置を記載した地域再生計画の事前相談を行う場合には、必ず事前相談前に、支援措置の所管本府省庁に対して事前確認を行い、当該支援措置の活用可否について回答を得てください。回答を得ていない場合、事前相談を受け付けることができない可能性があります。

(1) 事前相談期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月17日（金）17時00分

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年4月25日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、対応する別添を必ず御参照ください（別添2～7は「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」付録5～10と同一。）。

- 企業版ふるさと納税を活用する場合 別添2
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合 別添3
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 別添4
- 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置を活用する場合 別添5
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用する場合 別添6
- 地域再生支援利子補給金を活用する場合 別添7

(3) 事前相談の方法

事前相談は、①に掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名は②のとおりとしてください。）。

提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、必ず①に掲

げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、**5 軽微な変更の報告について**及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」p10の5）② 軽微な変更の記載に該当する場合を除き、事前相談が必要となります。

① 事前相談に係る提出データ等（支援措置別）

活用する支援措置	提出データ	様式	提出先
企業版ふるさと納税 ※1	地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のwordファイル※2を変更してください。)	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び kigyou-furusato@cas.go.jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のwordファイル ※2	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式 07	
	地方版総合戦略全文 ※3	貴団体作成のもの	
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 ※1	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のwordファイル※2を変更してください。)	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び nihonban-ccrc.n2c@cas.go.jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のwordファイル ※2	
	生涯活躍のまち 事前相談様式	申請様式08	
地域再生エリアマネジメント負担金制度 ※1	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のwordファイル※2を変更してください。)	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び e.area-management1@cao.go.jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のwordファイル ※2	
	地域再生エリアマネジメント負担金制度事前相談様式	申請様式09	
商店街活性	地域再生計画	申請様式03_02	

化促進事業 計画に基づ く法律上の 特別の措置 ※1		(変更の場合は直近認定回で 認定された計画のwordファイ ル※2を変更してくださ い。)	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び shoutengai@ca o.go.jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画 のwordファイル ※2	
上記以外の 支援措置	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で 認定された計画のwordファイ ル※2を変更してくださ い。)	e.nintei.c3s@ cao.go.jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画 のwordファイル ※2	

※1 同一の地域再生計画に地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプが併記されている場合は、最新の地方創生推進タイプ実施計画又は地方創生拠点整備タイプ施設整備計画も併せて提出してください。

※2 直近に軽微な変更の報告を行っている場合は、当該報告を行ったwordファイル

※3 変更認定申請の場合は、変更がある場合のみ提出してください。

② メール件名

事前相談メールを送信するに当たっては、メール件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	企業版ふるさと納税	新規	【事前相談】【応援税制(新規)】 (〇〇県〇〇市)第71回地域再生計画
		変更	【事前相談】【応援税制(変更)】 (〇〇県〇〇市)第71回地域再生計画
2	<u>同一の地域再生計画に併記 されているもの</u>	変更	【事前相談】【併記(変更)】 (〇〇県〇〇市)第71回地域再生計画
3	1及び2以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他(新規)】 (〇〇県〇〇市)第71回地域再生計画
		変更	【事前相談】【その他(変更)】 (〇〇県〇〇市)第71回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメ

ールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例）2分割する場合

【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第71回地域再生計画<1/2>

(4) 事前相談に当たっての留意事項

① 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例を活用する場合

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例を活用する地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、本事務連絡に記載する事前相談を実施する前に、必ず次の連絡先に対して相談を行ってください。

<連絡先>

内閣府地方創生推進事務局

（経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課内）

TEL : 03-3501-1697

E-mail : bz1-kyotennzei@meti.go.jp

※企業版ふるさと納税等、他の支援措置の連絡先と異なりますので、御注意ください。

② データ送付方法

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがあります。）。

4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

5 軽微な変更の報告について及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」p10の5）② 軽微な変更の記載に該当する場合は、それらの記載に従ってください。

なお、地域再生計画の認定に際しては、法第5条第15項第3号に掲げる基準に適合しているか判断する必要があるため、地域再生計画に事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである旨を記載していただく必要があります。そのため、事業内容は、あらかじめ関係機関と十分な調整を行ったこと、地域住民の合意を得たこと等が確認できるような記載としてください。

上記の旨が確認できない場合には、地域再生計画の認定を受けられない可能性があります。

(1) 認定申請受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月4日（火）17時00分

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年4月25日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、対応する別添を必ず御参照ください（別添2～7は「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」付録5～10と同一。）。

- 企業版ふるさと納税を活用する場合 別添2
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合 . . . 別添3
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 別添4
- 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置を活用する場合 別添5
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用する場合 別添6
- 地域再生支援利子補給金を活用する場合 別添7

(3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、①に掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名は②のとおりとしてください。）。なお、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、第59回認定回から押印を不要としておりますので、原本を郵送いただく必要はありません。

提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、必ず①に掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

なお、活用する支援措置によっては①に掲げる書類のほかにも別途提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。）第1条、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年4月25日一部改正）」等を必ず御確認ください。

法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している場合は、地域再生計画の作成又は変更に当たり、当該協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議会における協議の概要を添付する必要があります（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和6年4月25日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を御確認ください。

① 認定申請における申請書類等

活用する 支援措置	申請書類	様式※ 1	提出先等
企業版ふるさと 納税 ※ 2	基礎データ表ver. 51	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び kigyou-furusa to@cas. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のwor dファイル※ 3 を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のwordファイル ※ 3	
	(区域の特定が困難な場 合のみ) 区域の付近見取図 ※ 4	申請様式04	
	工程表 ※ 4	申請様式05_02	
	地方版総合戦略全文 ※ 4	貴団体作成のもの	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
生涯活躍のまち 形成事業計画に 基づく特例 ※ 2	基礎データ表ver. 51	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び nihonban-ccr c. n2c@cas. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のwor dファイル※ 3 を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のwordファイル ※ 3	

	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※ 4	申請様式04	
	工程表 ※ 4	申請様式05_02	
地域再生エリア マネジメント負担金制度 ※ 2	基礎データ表ver. 51	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び e. area-manage ment1@cao. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のwor dファイル※ 3を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のwordファイル ※ 3	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※ 4	申請様式04	
	工程表 ※ 4	申請様式05_02	
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置 ※ 2	基礎データ表ver. 51	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び shoutengai@ca o. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のwor dファイル※ 3を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のwordファイル ※ 3	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※ 4	申請様式04	
	工程表 ※ 4	申請様式05_02	

上記以外の支援 措置	基礎データ表ver. 51	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のwor dファイル※3を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のwordファイル ※3	
	(区域の特定が困難な場 合のみ) 区域の付近見取図 ※4	申請様式04	
	工程表 ※4	申請様式05_02	

※1 申請様式02_01及び申請様式05_01は、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプの支援措置を活用する際の申請書類となるため、本事務連絡には添付していません。

※2 同一の地域再生計画に地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプが併記されている場合は、最新の地方創生推進タイプ実施計画又は地方創生拠点整備タイプ施設整備計画も併せて提出してください。

※3 直近に軽微な変更の報告を行っている場合は、当該報告を行ったwordファイル

※4 変更認定申請の場合は、変更がある場合にのみ提出してください。

② メール件名

認定申請メールを送信するに当たっては、メール件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	企業版ふるさと納税	新規	【正式提出】【応援税制（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第71回地域再生計画
		変更	【正式提出】【応援税制（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第71回地域再生計画
2	<u>同一の地域再生計画に併記されているもの</u>	変更	【正式提出】【併記（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第71回地域再生計画

3	1、2及び3以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第71回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第71回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例）2分割する場合

【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第71回地域再生計画<1/2>

(4) 認定申請に当たっての留意事項

① 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合の地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、連名で作成したもの又は各団体で作成したものをその他の申請書類等と合わせて代表団体に取りまとめの上、御提出ください。

② データ送付方法

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがあります。）。

③ 基礎データ表

基礎データ表（申請様式01）は、ファイル名称に「ver. 51」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページで公開されますので、記載内容に誤りのないよう御留意ください。

5 軽微な変更の報告について

法第7条第1項の規定に基づき内閣府令で定める地域再生計画の軽微な変更については、内閣総理大臣の認定を要しないものの、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」に記載のとおり、内閣府地方創生推進事務局宛てに所定の様式を用いて報告していただく必要があります。報告方法につきましては、別途事務連絡にて通知します。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- b) まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

（「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和6年4月25日一部改正）」p10の5）

② 軽微な変更 抜粋)

6 その他

(1) 認定申請書類の受理状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、以下の「当事務局からの受理連絡期日」までに当事務局からメールによる連絡がない場合、当該書類は、受理されていない可能性がありますので、速やかに次の【問い合わせ先】①まで御連絡ください。「申請主体からの受理状況確認期日」以降に、御連絡をいただいても受理状況の確認は行わないため、当事務局から受理連絡がない場合には、必ず申請主体からの受理状況確認期日までに受理状況の確認を行ってください。

	活用する支援措置	対象となる支援措置※のうち、右欄以外のもの	企業版ふるさと納税 (地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプと企業版ふるさと納税を併記した場合を含む)
事前相談	当事務局からの受理連絡期日	令和6年5月29日(水) 17時00分まで	
	申請主体からの受理状況確認期日	令和6年5月31日(金) 17時00分まで	
認定申請	当事務局からの受理連絡期日	令和6年6月17日(月) 17時00分まで	令和6年6月28日(金) 17時00分まで
	申請主体からの受理状況確認期日	令和6年6月19日(水) 17時00分まで	令和6年7月1日(月) 17時00分まで

※ 別添1の「受付の可否」欄で○（受付対象）としている支援措置

(2) PDCAサイクルの適切な管理

法第5条第15項の規定に基づき認定された地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、認定地域再生計画で設定したKPIによって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに認定地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください（必要があれば3 事前相談に記載する事項と併せて御相談ください。）。

【問い合わせ先】

①地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）については、e.nintei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

②企業版ふるさと納税の事業内容に関すること

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 企業版ふるさと納税担当

TEL : 03-6257-1421

E-mail : kigyou-furusato@cas.go.jp

※ 「地方創生関連部局におけるテレワークの実施の強化について」（令和2年4月15日付事務連絡）で既にお知らせしているところですが、国への問い合わせは、まずは可能な限りメールで行っていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添2 地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）
- ・ 別添3 地域再生計画 記載例（生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例）
- ・ 別添4 地域再生計画 記載例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
- ・ 別添5 地域再生計画 記載例（商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置）
- ・ 別添6 地域再生計画 記載例（小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会

社に対する投資促進税制)

- **別添7** 地域再生計画 記載例 (地域再生支授利子補給金)
- 地域再生計画認定申請マニュアル (総論) (令和6年4月25日一部改正)
- 地域再生計画認定申請マニュアル (各論) (令和6年4月25日一部改正)
- 申請様式等一式